

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年7月7日（火）午前8時52分～午前9時15分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長 総務部長
市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和7年度各部の方針の取組状況（案）について」の説明をお願いします。

部 長 6月23日庁議後に各部に再度確認いただいた、令和7年度の各部の方針の取組状況を取りまとめたので、改めて審議をお願いするものです。

主な修正点ですが、全体に共通することとして、「狛江市役所市民ひろば」や「市民総合体育館」等の名称について統一しました。

各部の修正点としては、企画財政部については、方針4の「KOMAE Designer's Lab.」登録デザイナーの協力を得たチラシ作成等における支援に関する記述を改めました。

総務部については、方針2の3つ目について、記載を2つに分割する等の修正をしています。

市民生活部については、方針5の3つ目について、「民間事業者」を「一般社団法人 狛江まちみらいラボ」に修正しました。

福祉保健部については、方針3の2つ目について、狛江スーパーアプリに関する記述を削除しました。

都市建設部については、方針3の1つ目について、令和8年度の事業に言及していた箇所の記載を改めました。

議会事務局については、方針2の1つ目について、分析結果に関する記載を追記しました。

取組状況（案）については、本日の庁議で了承いただければ、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表します。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 市民生活部で市税の徴収に関する記載がありますが、後で報告いただく、徴収率1位を維持したといった文言は加えなくて良いですか。

部 長 順位は出さなくて良いのではと考えています。

市 長 刑法犯認知件数が都内市区で一番少ない結果となったというように、市民の皆様のご協力があったことであれば、順位を出して成果をアピールした方が良いでしょうが、内部努力で一生懸命やった結果としての順位ということであれば、少し違うかもしれません。

部 長 滞納処分等もあった結果なので、あまりアピールする必要はないと考えています。

市 長 そのほか、特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項１「災害時における特別法律相談に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長 災害時における特別法律相談に関して、狛江泉親会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京三弁護士会多摩支部との間で、７月２日付けで協定を締結しました。

法律相談については、平時から狛江泉親会に所属する弁護士に協力をいただきながら実施しているところですが、本協定を締結することで、災害時においても、市が指定する日時・場所に弁護士派遣の要請をすることが可能となり、また、狛江泉親会の弁護士のみでは相談に応じきれない場合においては、各弁護士会から派遣弁護士を増員いただきます。

過去の災害事例を見ても、災害時には被災者の法律相談に関するニーズが高まっていることから、本協定を締結することで、災害時における法律相談の体制を整え、災害時における被災者への支援につながると考えています。

なお、報道機関へのプレスリリースは７月２日に発出しており、庁議終了後に市ホームページにも掲載予定です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 協定の中に、弁護士会との連絡調整に当たり連絡責任者を設置するとありますが、これは誰が担当するのですか。

部 長 秘書広報室で担当します。

副市長 懸念しているのは、様々な協定において連絡責任者のメンテナンスができているのかということです。実際、有事が起きたときの連絡体制を確保するようにしてください。

部 長 本件に限らず、協定の連絡体制について確認します。

市 長 課であれば課長が責任者ですので、そこは明確にしてください。

今回の協定は、幅広い部署に係るものです。災害時に広く市民生活に関わる部分なので、各部でどのような活用ができるのか想定し、有事の際にスムーズに動けるように整理をしておいてください。

続いて、報告事項２「ハラスメントに関する相談件数等（令和７年度）に

ついて」を報告してください。

部 長

狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第 11 条第 2 項及び同施行規則第 7 条第 2 項の規定により、令和 7 年度におけるハラスメントに関する相談件数等について報告します。

ハラスメントに関する相談件数ですが、ハラスメントの種別を 6 項目に分け、内部相談窓口と外部相談窓口の相談件数をそれぞれ記載しています。表中の件数、カッコ内は相談者から市への対応の求めにより対応した件数となります。市への対応の求めがあった際の対応内容としては、手続きの説明、周囲への聞き取り、相談者から見た相手方への注意等です。

令和 7 年度は、全体で 17 件の相談がありましたが、1 件の相談内容が複数の種別に該当する場合はそれぞれに計上されるため、各種別の件数の合計 23 件は、実際の相談件数 17 件より多くなっています。なお、件数の分類は、相談者本人の申し出によるものです。

ハラスメントの種別ごとに件数等を報告します。

セクシュアル・ハラスメントについては、内部相談窓口に 1 件、外部相談窓口に 1 件の相談がありました。内部相談窓口の 1 件は、相談者からの求めに応じて対応しました。

パワーハラスメントについては、内部相談窓口に 6 件、外部相談窓口に 7 件の相談がありました。内部相談窓口の 6 件は、相談者から市への対応の求めがありませんでした。外部相談窓口の 7 件のうち 5 件は、相談者からの求めに応じて対応しました。他 2 件は、市への対応の求めがありませんでした。

モラルハラスメント及びマタニティハラスメントは、相談がありませんでした。

その他ハラスメントについては、外部相談窓口に 2 件の相談がありました。2 件のうち 1 件は、相談者からの求めに応じて対応しました。他 1 件は、市への対応の求めがありませんでした。

その他ハラスメントに含まれない問題については、外部相談窓口に 6 件の相談がありましたが、市への対応の求めはありませんでした。

なお、外部相談窓口は、委託業者の設定する分類上にモラル・ハラスメントに関する項目がなく、その他の項目に集計されるため、ハイフン表示としています。

続いて、狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数です。令和 7 年度は、7 月 8 日の 1 回のみで開催で、個別の審議案件はありませんでした。相談件数の実績やハラスメント防止に係る取組等について報告し、最近の社会情勢を踏まえた意見交換をしていただきました。その中で出された主な意見としては、狛江市では令和 6 年度と比較すると相談件数は減少しているが、

社会一般では相談件数は増加しているという意見、また、狛江市ではパワーハラスメント相談が多く、これは社会一般の傾向と一致しているが、訴えられた方がダウンしてしまうケースもあるという意見、相談員に限らず、様々な方が相談を受けるケースが考えられるので多くの方が相談員の研修を受けるのが良いといった意見がありました。

続いて、懲戒処分の有無及び処分内容についてですが、ハラスメントに起因する懲戒処分はありませんでした。

続いて、ハラスメントに関する相談の傾向等についてです。こちらは、先ほど報告した集計結果を基に、どのようなハラスメントが多いのか、また、相談者と相手方の関係性はどのようになっているのかをグラフ化し、傾向を示したものです。

相談内容としては、パワーハラスメントが最も多く全体の 56% を占め、セクシュアル・ハラスメントが 9%、その他のハラスメントが 9%、その他ハラスメントに含まれない問題が 26% という結果になりました。

相談者がハラスメント行為を受けたと感じた相手については、把握できた範囲ではありますが、上司が 10 件と最も多く、同僚が 2 件、他部署の職員等が 1 件という結果でした。

以上を踏まえ、組織として、引き続きハラスメント防止のため研修や啓発に加え、ハラスメント相談員には、相談員向けの研修受講を勧め、相談者からの求めがあった場合に、適切な対応ができるよう努めます。また、広報こまめ 8 月 1 日号及び市ホームページへ公表するとともに、議会へ報告します。

市 長 続いて、報告事項 3「令和 7 年度市税徴収実績（決算）について」を報告してください。

部 長 税目ごとの徴収実績については、資料 3-1「令和 7 年度市税徴収実績（決算）」のとおりですので、後ほど御確認をお願いします。

続いて、資料 3-2「令和 7 年度市税等徴収率（26 市比較）」について説明します。

まず、市税徴収率と 26 市順位です。

総合徴収率は 99.7%、前年度比 0.1 ポイントの増で、順位は 1 位です。

現年課税分は 99.9%、前年度比 0.1 ポイントの増で、順位は 1 位です。

滞納繰越分は 50.1%、前年度比 2.7 ポイントの減で、順位は 7 位です。

次に、国民健康保険税です。

総合徴収率は 97.2%、前年度比 0.8 ポイントの増で、順位は 1 位です。

現年課税分は 99.0%、前年度比 0.3 ポイントの増で、順位は 1 位です。

滞納繰越分は 43.1%、前年度比 0.3 ポイントの減で、順位は 6 位です。

令和 7 年度ですが、係員からの発案で SMS の文章を工夫する等、文書・電

話・SMS・AI 電話等による督促と催告を数多く実施し、納税相談や自主納付を促す取組を行いました。特に国民健康保険税において、口座振替による納付の原則化を踏まえ、関係部署と協力しナッジを活用した口座振替勧奨通知を作成・発送したことに加え、Web での口座振替申込みの利便性を高め、口座振替利用者を増加させたことが、現年課税分と総合徴収率の向上につながったと考えています。

一方で、滞納繰越分の徴収率は、市税は3年連続で、国民健康保険税は2年続けて低下しています。こちらの要因ですが、納税課においては、早い段階で滞納者と接触する機会を設けるとともに、自主納付が見込めない方に対しては、財産調査と差押等の滞納処分を行っています。その結果として、現年度内に徴収できなかった滞納繰越分の事案対応は困難になっており、今後もこの傾向は続くと思込んでいますが、税負担の公平性の観点等からも適切な対応が求められますので、今年度は東京都への職員派遣を行い職員のスキルアップを図るとともに、関係部署と協力・連携した取組を通じて徴収率の向上に引き続き努めます。

市 長 職員の皆様は工夫を重ねて徴収し、これだけの成績を残していただき、公平性の観点からもしっかり担保いただいていると思います。引き続き狛江市が他の市の模範となるように進めてください。

その他ありますか。

部 長 本庁舎内の LG 系ネットワークの停止の延期についてです。

庁内ネットワーク環境の切替作業に伴い、7月11日午前9時から7月12日の終日まで、本庁舎内の LG 系ネットワークを停止予定とお知らせしていましたが、昨今の世界的な半導体不足や物流の停滞による影響によりネットワーク機器類の期日内の納品が困難となったことから、ネットワークの停止を延期することになりました。納品日は現在調整中のため、確定次第、改めてネットワーク停止期間についてお知らせします。

市 長 他にありますか。

部 長 令和8年度昇任試験の実施日程についてです。

令和8年度に実施する「主任」、「技能・労務系職員主任」及び「技能・労務系職員主査」の試験日程が決定しました。令和8年度は12月6日に第一次試験を実施します。昇任試験に係る詳細事項は改めて庁議で報告します。

市 長 他にありますか。

部 長 2026年ベネズエラ地震救援金の受付開始に伴う募金箱の設置についてです。

日本赤十字社での2026年ベネズエラ地震救援金の受付の開始について、市公式ホームページに掲載するとともに、更なる支援を行うため、市役所2

階、福祉政策課及びこまえみらいテラスに募金箱を設置しました。募金箱の設置期間は、7月3日から9月30日までを予定しています。

市 長 他にありますか。

部 長 教育部における実習生の受け入れについてです。

社会教育主事任用資格取得に実務経験が必要となるため、教育部では法政大学から4年生1人を実習生として受け入れます。実習中は、実習生と分かる名札を着用させます。実習期間は、7月から11月までの計50時間となり、様々な事業に従事予定です。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月14日午前9時00分から開催します。